

【Q：管理職に対する労働時間、休憩等】

Q 施設長など管理監督職の地位にある職員の労働時間、休憩及び休日等の労働基準法上の規制はどのようになりますか。

A

労働基準法第41条第1項により、施設長など経営者と一体的な立場にあると認められる職員（管理監督職員）は、同法の労働時間、休憩及び休日に関する規定は、適用されないことになっています。

この管理監督職員とは、単に職名のみで判断すべきではなく、人事の決定権、労務管理上の指揮監督権などが任命された者で、職務上、出勤及び退勤時間等に制限を加えることが不可能な職員といえます。

また、管理職手当が支給されていることをもって、管理監督職員と判断することはできず、実態を考慮することが必要です。

なお、管理監督職員であっても、深夜業に関する規定及び年次有給休暇に関する規定は、原則どおり適用があるので注意が必要です。